

中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令案要
綱

第一 中小企業等協同組合法施行令の一部改正

事業協同組合等に関する内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣又は環境大臣の権限に属する事務の一部等を都道府県知事が行うこと等とすること。

(第二十九条、第三十条及び第三十一条関係)

第二 中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部改正

協業組合等に関する内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣又は環境大臣の権限に属する事務の一部等を都道府県知事が行うこと等とすること。

(第十条関係)

第三 施行期日等

一 この政令は、令和六年十二月二十八日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。

(附則第二条及び第三条関係)